

令和5年度白石市における障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、市長部局、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局及び上下水道事業所（以下「市の全ての組織」という。）が発注する物品等とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

物品等の調達の対象となる障害者就労施設等は、白石市に所在地を有する以下の施設等とする。（障害者就労施設等の概要については別表のとおり）

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所、施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障がい者を多数雇用している企業

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社

イ 次の要件の全てを満たす重度障害者多数雇用事業所

（ア）障がい者の雇用者数が5人以上

（イ）障がい者の割合が従業員の20%以上

（ウ）雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者

(在宅就業障がい者)

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象となる物品等

市の全ての組織が調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能な物品等とする。

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から供給できる物品等について、情報を収集し、市の全ての組織への情報提供に努める。
- (2) 障害者就労施設等から物品等の調達に際しては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。
- (3) 物品等の調達に当たっては、その仕様を明確にし、発注量、納期の設定など障害者就労施設等の特性に配慮した発注に努める。
- (4) 障害者就労施設等からの優先調達にあたっては、事務用消耗品等に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品など、発注可能な物品等を十分に検討する。

7 調達の目標

令和5年度は令和4年度に障害者就労施設等から調達した物品及び役務の実績を上回ることを目標とする。

8 調達方針及び調達実績の公表

本方針及び年度毎の調達実績を市ホームページにより公表する。

9 担当窓口

本調達方針に関する担当窓口は、保健福祉部福祉課とする。

(別表)

区分	事業所等の種別	事業所等の概要
障害福祉サビス事業所・施設	就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な支援を行う事業所
	就労継続支援事業所 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	生活介護事業所	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	その施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護その他の厚生労働省で定める便宜を供与する事業所（本方針では就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る）
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
小規模作業所		障がい者の地域社会における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
企業	特例子会社	障がい者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障がい者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障がい者多数雇用事業所	重度身体障がい者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
在宅就業障害者等	在宅就業障がい者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
	在宅就業支援団体	在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体